

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
ジェイアール東海コンサルタンツ (株)	令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 12 月 16 日まで (10 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 12 月 19 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (2)
(株) トーニチコンサルタント	令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 7 月 16 日まで (5 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 12 月 19 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。 課徴金減免制度の適用を受けた事実を鑑み、指名停止期間を一部免除する。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (2) 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 第 4 条第 5 項
大日コンサルタント (株)	令和 8 年 2 月 17 日から令和 8 年 12 月 16 日まで (10 か月)	公正取引委員会は、令和 7 年 12 月 19 日、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第 2 (第 2 条、第 4 条—第 6 条関係) 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2 (2)

日本交通技術（株）	令和8年2月17日から令和8年12月16日まで（10か月）	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条―第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準2（2）
-----------	-------------------------------	--	--